

# 正しく使おう！ ケータイ・スマホ



「知らなかった」では危険すぎる

- Point1** ケータイは、電話機能だけではありません！
- Point2** ルールは、購入前こそ親子で話し合しましょう！
- Point3** スマートフォンでは、フィルタリングが効かないこともあります！

鳥取県ケータイ・インターネット教育啓発推進協議会

事務局：鳥取県教育委員会 家庭・地域教育課  
〒680-8570 鳥取市東町1丁目271番地 TEL0857-26-7521 E-mail katechiki@pref.tottori.jp

# 子どもたちへ 持つ自覚を！

ケータイ（スマートフォン等）やゲーム機は、多機能ゆえに、使い方によってはトラブルの原因になることを知っておこう！



## 個人情報の流出

ネットに出会う相手はホントに中学生？高校生？男の子？女の子？知らないうちに自分の名前やプリクラが友だちのブログに！

ネットの中で知り合った人に、個人情報を教えることはとてもキケンです。写真などインターネットに流れた情報は取りもどすことは不可能です。

## クリック詐欺

おもしろそうだと思って、どんどんクリックしていくと、いきなり「登録が完了しました。登録料は3万円です。3日以内に振り込んでください。振り込みが確認できない場合には、自宅に集金に行きます。」なんて事が・・・。

これは詐欺です。たとえ、確認や拒否のためであっても、相手に連絡することは、個人情報を教えてしまうことになるので無視しましょう。



## ケータイには危険がいっぱい！

ケータイ（スマートフォン等）は、インターネットへの入り口です。使い方を間違えたり、注意しながら使っていても気づかないうちに、様々なキケンに巻き込まれることがあります。



## ケータイ依存

- 1 肌身離さずケータイを持っていないと不安になる。
- 2 メールがきたら必ず3分以内に返信する。
- 3 食事中も入浴中もケータイを見ている。  
なんて人はいませんか？

ケータイに振り回されてしまっっては、自分の大切な時間ももったいないよ。

## 中傷・悪口

「ムカツク、気に入らない…」いたずら心だからといって、掲示板などに人を傷つけるようなことを書き込んではいけません。



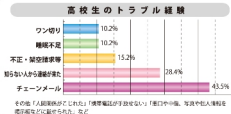
誰が書いたか分からないだろう……× 実は書いた人は特定できるんです。

# 保護者の皆様へ 持たせる責任を！

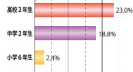
ケータイ（スマートフォン等）は、保護者の責任において与えるものですが、被害者と加害者の両方の危険を想定しなければなりません！



## ①子どもたちのインターネットトラブルの実態を知りましょう



## 会ったことのないメル友がいる



2009 高校卒業等電話アンケートより

## ②フィルタリングサービスを利用しましょう

少年が使用するケータイには、法律によってフィルタリング（有害サイトアクセス制限サービス）が義務づけられています。

（鳥取県青少年健全育成条例でも、フィルタリングを解除しないよう強化されました。）

フィルタリングとは：犯罪、アダルト、出会い系、ギャブルなど、子どもに見せたくない情報の閲覧を制限するサービス

ゲーム機でも「ペアレンタルコントロール」という利用制限をかける機能がついていますので必ず設定しましょう。



## ③家庭でケータイ（スマートフォン等）使用について話し合い、ルールを決めましょう

### 話し合いたいルールの例

- (1) 本当に必要なのか。どんな目的で使うのか
- (2) 目的に応じた機能に設定する（フィルタリングをはずさない、使える金額の上限を決めるなど）
- (3) 自宅で使用する場合を限定する（リビングなどに限定し、自分の部屋では使用しないなど）
- (4) 夜は何時までと決め、深夜は使わない。1日の使用時間を決める
- (5) 友達を傷つけるような使い方をしない
- (6) 変なメールがきたり困ったことがあったりしたらすぐに親に報告をする
- (7) ルール違反があったら携帯電話の使用を停止する

ケータイ依存やゲーム依存にならないために、  
親子で使用するルールを決めましょう！

親子で話し合い  
ルールを決めましょう！

# 親子のケータイ契約書

## I 利用時間

1日( )時間以内  
夜( )時以降、食事中、勉強中、入浴中  
には利用しない

## II 利用内容

フィルタリング(有害サイトアクセス制限サービス)は**はずさない**  
有害サイトや違法サイトへアクセスしない  
個人情報や悪口を書き込まない

## III 利用料金

利用明細で確認する  
1ヶ月( )千円以内にする

## IV 我が家の 特別ルール

上記の契約を破った場合は、ケータイを返却する

年 月 日

子どものサイン

.....

保護者のサイン

.....

「親子のケータイ契約書」は、  
家庭で保管してください。

## 困ったときの 相談窓口

もしものときや、  
困ったときは、  
一人で悩まず、  
大人に相談しましょう。

ケータイと正しくつきあうための  
情報を掲載しています

ケータイとの正しい活用法

ネットを利用した  
犯罪にあったら

<警察総合相談電話> **0857-27-9110** (鳥取県警察本部生活安全企画課内)  
<サイバー犯罪対策係> **0857-23-0110** (鳥取県警本部代表番号)  
<電子メール> **k\_haiteku@pref.tottori.jp**

架空・不当請求  
の被害を受けたら

鳥取県消費生活センター (親子コンベンションセンター4階)  
電話 **0859-34-2648** (平日・土日 8:30~17:00)  
<電子メール> **shohiseikatsu@pref.tottori.jp**

ネットいじめ  
に悩んだら

24時間いじめ相談ダイヤル(24時間) **0570-078310**  
いじめ相談メール(24時間) **soudan@kyoiku-c.torikyo.ed.jp**  
いじめ110番(月~土 8時30分~17時15分) **0857-28-8718**

個人情報や書込み  
で悩んだら

NPO法人子ども未来ネットワーク相談・通報窓口 (ネットいじめ、ネットトラブル)  
電話 **090-8990-4909** (平日9:30~17:00)  
<電子メール> **kodomo-mobile@mopera.net**